

給与体系の概略

特定任期付職員（23区内勤務者）の給与モデル額

	試験採用職員	選考採用職員		経験者試験採用職員	交流採用職員	任期付採用職員		非常勤職員
		一般	1 - 2 4			一般	特定任期付	
		【後掲(2)】	経験者採用試験方式【後掲(1)】			【後掲(3)】		
俸給	<ul style="list-style-type: none"> 初任給は、試験種別の基準を基礎に決定 	<ul style="list-style-type: none"> 初任給は、職務に応じ、経歴等を考慮して決定 	経験年数分の昇格・昇給で到達する範囲内で決定	採用されるポストに応じ、経歴や能力等を考慮して決定 ※ 能力等を踏まえ、部内トップより高い号俸決定も可能	<ul style="list-style-type: none"> 専門的な知識経験の度、従事する業務の困難度等に応じ弾力的に決定 ※民間での実績等に対する一般的な報酬額等も考慮 俸給月額は最高で事務次官級まで可能 ※枠外の決定には人事院承認が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 類似職務に従事する常勤職員の級の初号を基礎として、職務内容・経験・地域を考慮して決定 		
	<ul style="list-style-type: none"> 勤務成績に応じ、昇格、昇給（標準は4号俸） 				<ul style="list-style-type: none"> 昇格、昇給なし 職務の変化等に伴う号俸変更は可能 			
ボーナス	<ul style="list-style-type: none"> 期末手当：年間2.4月分 勤勉手当：平均で年間2.0月分（勤務成績に応じて支給、標準の場合は年間1.92月） 				<ul style="list-style-type: none"> 期末手当：年間3.3月分 特定任期付職員業績手当：特に業績を挙げた場合、1.0月分 	<ul style="list-style-type: none"> 任期が相当長期の場合、期末・勤勉手当相当の給与支給に努める必要 		
諸手当	<ul style="list-style-type: none"> 職務関連：俸給の調整額、俸給の特別調整額、特殊勤務手当等 地域関連：地域手当、広域異動手当等 生活関連：扶養手当、住居手当、通勤手当等 人材確保関連：本府省業務調整手当、初任給調整手当等 				<ul style="list-style-type: none"> 地域手当、通勤手当等を除き不支給 	<ul style="list-style-type: none"> 通勤手当相当の給与は支給 その他も各府省の判断で支給可能 		

	俸給月額	地域手当込み月例給	年間給与
1号俸	376,000円	451,200円	705万円
2号俸	422,000円	506,400円	792万円
3号俸	472,000円	566,400円	895万円
4号俸	533,000円	639,600円	1,010万円
5号俸	608,000円	729,600円	1,195万円
6号俸	710,000円	852,000円	1,418万円
7号俸	830,000円	996,000円	1,658万円
枠外1	950,000円	1,140,000円	1,898万円
枠外2	1,070,000円	1,284,000円	2,138万円
枠外3	1,175,000円	1,410,000円	2,347万円

【参考】行(一)・指定職のモデル年間給与
 本省課長 1,260万円 本省局長 1,770万円
 事務次官 2,324万円

(1)経験者採用試験方式による中途採用者の場合

※公務の活性化のため採用された職員(規則1—24)、交流採用職員(官民人事交流法第2条第4項)、任期付職員(任期付職員法第3条第2項)を含む

初任給決定

採用されるポストに応じ、経歴や能力等を考慮し決定

①級の決定について

採用者の占めることとなる官職の職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務に従事する部内の他の職員の職務の級を踏まえ、(当該採用者の有する知識経験、免許等を考慮して) **級を決定することが可能**です。

②号俸の決定について

経験者試験採用者の有する経験年数に相応する経験年数を有する部内の他の職員の号俸を踏まえ、当該経験者試験採用者の有する能力等を考慮して決定します。

なお、職員の能力等を踏まえ、**部内で最も高い評価を受けてきた職員をも超える号俸にすることも可能**です。

昇格

能力・実績に応じたよりメリハリある人事管理が可能となる要件を設定

在級期間の短縮等

- ✓ 勤務成績が特に良好であるときは、**50%まで短縮した在級期間で昇格が可能**です。
- ✓ **管理職ポスト(本省課長・室長)への抜てきの場合、在級期間を問わず昇格が可能**です。

※ 管理職以外のポストに就く場合についても、在級期間によらない昇格が可能となる制度上の枠組みを整備し、各府省のニーズに応じて令和5年度から実施

○在級期間表 行(一)

※一般職(大卒)の場合

職 務 の 級								
2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
3	4	4	2	2	4	3	3	3

最初の昇格に関する特例

- ✓ 通常の昇格要件によることとしたときに部内の他の職員との均衡を失すると認められる場合は、直近の能力評価及び2回の業績評価のうち、**1回はA以上、残りはB以上**である場合は**1年以上在級していれば昇格可能**です。

(2)その他選考採用（経験者採用方式により決定される場合を除く）による中途採用者の場合

初任給決定

級は職務等に応じて決定。号俸は経験年数に応じて調整が可能

①級の決定について

初任給基準表の級を基礎として、民間等の経験年数に相当する期間在職したものとみなして昇格させた場合に決定できる級の範囲内で、職務等に応じて決定します。

②号俸の決定について

号俸は初任給欄を昇格させた号俸又は最低号俸に、経験年数換算表に定めるところにより換算して得られる経験年数による調整を行い決定します。

経験年数換算表（規則9-8 別表第4） 一部抜粋

経 歴		換 算 率
民間における企業等の職員としての在職期間	直接役立つと認められる職務に従事した期間	100/100以下
	その他の期間	80/100以下

職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる場合には、**100/100と換算することが可能です。**

昇格

能力・実績に応じたよりメリハリある人事管理が可能となる要件を設定

在級期間の短縮等

- ✓ 勤務成績が特に良好であるときは、**50%まで短縮した在級期間で昇格が可能**です。
- ✓ **管理職ポスト（本省課長・室長）への抜てきの場合、在級期間を問わず昇格が可能**です。

※ 管理職以外のポストに就く場合についても、在級期間によらない昇格が可能となる制度上の枠組みを整備し、各府省のニーズに応じて令和5年度から実施

○在級期間表 行(一)

※一般職（大卒）の場合

職 務 の 級									
2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	
3	4	4	2	2	4	3	3	3	

最短昇格期間

- ✓ 在級期間表の在級期間によると部内均衡を失すると認められる職員に対しては、当該期間に従うことなく、**経験年数が最短昇格期間を満たせば在級1年で昇格**させることができます。

【最短昇格期間】

初任給基準表の級を基礎とし、同種の職務に引き続き在職したものととして、その者の職務の級に決定できる最短の期間（※）

※ 勤務成績が特に良好であるときは、50%まで期間の短縮が可能

（例）初任給基準について一般職（大卒）の区分が適用される採用者が3級から4級に昇格する場合


→ 3年 + 4年 + 4年 = 最短昇格期間は11年のため、11年（勤務成績が特に良好である場合は5年6月）以上の経験があれば4級昇格可能

(3)特定任期付職員制度による中途採用者の場合①（俸給関係）

初任給決定

特別な俸給表を適用（号俸は採用される者の知識経験、業務内容等を踏まえ柔軟に決定）

- ✓ 高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を、その知識経験等を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合（特定任期付職員）には、**特別の俸給表を適用**します。

	俸給月額	号俸決定の基準
1号俸	376,000円	高度の専門的な知識経験を活用して業務を行う場合  専門性の程度や業務の困難・重要度に応じて決定
2号俸	422,000円	
3号俸	472,000円	
4号俸	533,000円	
5号俸	608,000円	
6号俸	710,000円	
7号俸	830,000円	
枠外1	950,000円	さらに、極めて高度の専門性を有する民間人材を採用する場合には、人事院の承認を得て、 一般職職員の中では最高額である事務次官の俸給月額を上限 （俸給月額117.5万円、年収2,300万円程度）として、俸給月額を決定することが可能です。
枠外2	1,070,000円	
枠外3	1,175,000円	

採用される者の専門的な知識経験や業務の内容等を踏まえながら、各府省において柔軟に決定可能です（任期の中途においてその者の専門的な知識経験や業務の内容等がより高度なものになった場合は、新たな号俸の決定が可能です）。

さらに、極めて高度の専門性を有する民間人材を採用する場合には、人事院の承認を得て、**一般職職員の中では最高額である事務次官の俸給月額を上限**（俸給月額117.5万円、年収2,300万円程度）として、俸給月額を決定することが可能です。

(3)特定任期付職員制度による中途採用者の場合②（手当関係）

特定任期付職員業績手当

特に顕著な業績を挙げた職員に支給できる手当

- ✓ 人事評価の結果等の一定の要件を満たした特定任期付職員のうち、各府省に設置される合議体において特に顕著な業績を挙げたと認定された職員には、俸給月額¹の1月分を特定任期付職員業績手当として支給することができます（支給月は12月）。

特に顕著な業績を挙げた場合の例

- ① 採用当初に設定した数値目標を著しく超える成果を得た場合
- ② 採用当初の予定よりも極めて短い期間で成果を得た場合
- ③ 採用当初の予定よりも著しく広い範囲に貢献をもたらす成果を得た場合

特定任期付職員の俸給月額

1号俸	2号俸	3号俸	4号俸	5号俸	6号俸	7号俸	枠外1	枠外2	枠外3
376,000円	422,000円	472,000円	533,000円	608,000円	710,000円	830,000円	950,000円	1,070,000円	1,175,000円

※ 特定任期付職員はその業務にふさわしい水準の特別な俸給表が適用されていることから、勤勉手当は支給されません（通常期待される業績は俸給で一体的に評価）。